

令和3年2月9日  
教育環境課

議会の委任による専決処分の報告  
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年6月16日(火)午後1時30分頃(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区代沢二丁目37番先路上  
(池之上小学校第二校舎 南門正面道路)

(3) 相手方 乙

(4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)の教育環境課職員が事故当時、事務を行う場所としていた池之上小学校第二校舎の南門から公用車で区道へ出ようとしたところ、左側から直進してきた乙車両に気づいて停止したが間に合わず、甲車両の左側前方部と乙車両の右側前方部が接触した。

(5) 損傷の程度

甲 人身 なし

物損 左側前方部ウィンカー、ライトに軽微な割れ及びバンパーの浮き

乙 人身 頸部捻挫、外傷性頸部症候群

物損 右側前方部バンパー、右側前後の扉の損傷及び右側前タイヤのパンク

2 乙への損害賠償額(人身) 283,090円

(乙への損害賠償額は自動車保険により全額補てんされる。なお、乙への物損に関わる損害賠償は令和2年8月18日専決処分の上、支払い済みである。)

3 専決処分日 令和3年1月12日